の使用に係る原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。第三十七条第七号において同じ。）が九十九パーセント以下であること。

二　エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「判断基準」という。）に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること。

［削る］

（定期の報告）

第三十六条　法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。

第三十七条　法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　前年度のエネルギーの使用量が令第六条で定める数値以上の工場等（第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等を除く。）にあつては、その使用量

三・四　［略］

五　判断基準の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する法第五条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

六～九　［略］

第十六条　削除

（定期の報告）

第十七条　法第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。

第十八条　法第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　前年度のエネルギーの使用量が令第六条で定める数値以上の工場等（第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等を除く。）にあつては、その使用量

三・四　［略］

五　エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「判断基準」という。）の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

六～九　［略］

第十八条の二　［略］

第十九条　削除

第二十条　削除

（第二種エネルギー管理指定工場等に係る指定の取消しの申出）

第二十一条　法第十七条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（準用規定）

第二十二条　第十一条から第十三条までの規定は、第二種特定事業者に準用する。

2　第十四条の規定は、法第十八条第二項の規定により準用される法第十一条の経済産業省令で定める業務に準用する。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第二十二条の二　法第十九条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一・二　［略］

2　［略］

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第二十二条の三　法第十九条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第三十九条　法第十八条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一・二　［略］

2　［略］

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第四十条　法第十八条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。